



税の申告相談 会場開設のお知らせ

所得税、市県民税の申告相談の会場が開設されます。

1日に受付する相談者数には制限があります。制限を超える場合、受付を早めに終了する場合がありますのでご注意ください。

◇税務署の申告会場

会場	開設期間	曜日	相談時間
佐原税務署 1階 大会議室 ☎54-1331(音声案内で、ダイヤル2番を押す)	2/16(月)~ 3/16(月)	月~金	9:00~17:00 (受付 8:30~16:00まで)

※税務署での申告は入場整理券が必要。入場整理券は当日配付 及び LINEアプリで事前配布。

※LINEアプリは国税庁LINE公式アカウントを友達追加で利用可能。

※整理券の配付状況により受付を早めに締め切る場合あり。

◇市の申告会場

※曜日どおりの開設となります

会場	開設期間	曜日	相談時間	1日に受付する相談者の人数制限
香取市役所 本庁 ☎50-1242(税務課) 5階 大会議室	2/16(月)~ 3/16(月)	月~金	8:30~17:00 (受付は 午前11時30分 午後16時まで) ※12:00~13:00は 申告書の受領のみ	140
小見川市民センター ☎82-1111 3階 304研修室				120
山田支所 ☎78-2111 1階 会議室		月・水・金		50
栗源市民センター ☎75-2111 1階 多目的スペース		火・木 ※初日・最終日は月曜日 のため開催はありません のでご注意ください。		50

地区指定なしの会場でも申告可

※3/1(日)のみ本庁・小見川市民センターで開設します。

※受付は各会場で先着順です。

◇共通…2/23(月)は振替休日のため市、税務署ともに申告会場の開設はありません。

申告内容にご注意ください

○佐原税務署で申告してください

青色申告、住宅借入金等特別控除、株式・土地・建物譲渡、先物取引、暗号資産、消費税

○佐原税務署又は市役所本庁を案内する場合あり

肉用牛売却の農業所得の課税特例、その他複雑な申告



国税庁LINE公式
アカウントの友達
追加はこちらから！

e-Tax・スマホ申告が便利

申告書の作成・提出は自宅などから e-Tax で行えます。マイナンバーカードとスマートフォン(マイナンバーカード読取対応のもの)があれば、時間、場所を問わず申告ができます。詳しくは、「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。



確定申告書等作成コーナー

【問い合わせ】市県民税や申告会場などに関する事	……	香取市役所 税務課	☎50-1242
確定申告や所得税などに関する事	……	佐原税務署	☎54-1331

所得税の確定申告が必要な人

▶次に該当する給与所得者

◇給与収入が2000万円を超える人

◇給与を1カ所から受けている人で、給与所得と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

◇給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整されていない給与収入・給与以外の所得の合計額が20万円を超える人など

▶事業・不動産所得者など

◇所得の合計額から「所得控除の合計額」を差し引き、その税額からさらに

配当控除額、外国税額控除の額、源泉徴収税額、予定納税額を差し引いて残額のある人

確定申告は不要でも市県民税申告が必要な人

次のような人は所得税の確定申告義務はありませんが、市県民税申告が必要です。

◇給与所得が年末調整済 かつ その他の所得が20万円以下

◇公的年金等収入400万円以下 かつ その他所得が20万円以下

◇市県民税を減額するために医療費控除や扶養控除等の控除を申告する人

◇収入がない人、遺族年金、遺族恩給等のみを受給されていた人

(市内に住んでいる人に扶養されている人は除きます)

申告に必要なものなど

書類	例
収入のわかる書類	給与や年金の源泉徴収票（原本）、売上や仕入、経費を集計した資料など
控除のわかる書類	・生命保険、個人年金保険、地震保険等の控除証明書 ・国民年金支払証明書など（全て原本） ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の支払額がわかるもの ※公的年金の源泉徴収票に記載されている場合があります ・医療費控除は、医療費の額などをまとめた医療費控除の明細書が必要です。 ※一定項目が記載された医療費通知（健康保険組合発行の「医療費のお知らせ」など）の添付で明細の記載を省略できます。
本人確認書類等	マイナンバーカード又は通知カード、顔写真表示入り公的機関発行の書類等
金融機関口座がわかるもの	申告者の預貯金通帳など（還付金が生じた場合、必要です。）
前年の申告の控え	前年の申告書や収支内訳書などの控え
その他	寄附金控除、国外居住扶養親族の扶養などは申告内容により必要書類があります。

忘れないで申告を

確定申告や市県民税申告は、令和8年度の市県民税や国民健康保険税などを算出する基礎となります。また、収入金額や扶養などの申告内容は、介護や子育てなど市の住民サービスを受けるとき、所得証明書などの税務証明が必要なとき、国民健康保険税の軽減を受けるときなど、様々なところに影響します。

市県民税申告も電子申告できます！

市県民税申告書の作成・提出は自宅などからeTAX（エルタックス）からでも行えます。マイナンバーカードとスマートフォン（マイナンバーカード読取対応のもの）が必要です。詳しくは個人住民税申告の電子化特設ページをご覧ください。

なお、eTAXの操作方法はeTAXヘルプデスク（電話：0570-08-1459

※つながらない場合は03-6745-0720）へお問合せください。



特設ページはこちらから